



一般社団法人

# 東京都個人タクシー協会 会報

乗って安心個人タクシー

## 第96回 理事会の焦点

### 「行政との意見交換」における回答を報告

開催日時 3月17日(月) 午後2時

場所 日個連会館

#### 決議事項

- ① 令和7年度事業計画承認の件
- ② 令和7年度収支予算承認の件
- ③ セーフティドライブ・コンテスト参加に関する件
- ④ 全国個人タクシー協会関東支部代議員一部変更の件
- ⑤ 特定地域街頭営業ルール実施要綱一部改定承認の件

櫻井会長から現在の業界を取り巻く情勢について、以下の話がありました。

「Uターン・Iターンですが、2人目となる方(神奈川県)が北海道せたな町への事業計画変更認可を受けました。足の悪いご両親の面倒を見ながら仕事をしたいということ、両親の住む町へのUターンが叶ったということです。

また、2月17日、18日と2日間行われた個人タクシー許可書及び認可書交付式において、出席された方の服装の乱れが非常に気になりました。スーツ未着用でジーパンの上にYシャツ、ノーネクタイでダウンジャケットを羽織っているような服装で出席されている方が散見されま



した。行政からの許可書及び認可書が交付される正式な場ですので、各団体において改めて出席者の服装について注意を促すようお願いいたします」

#### 「行政との意見交換」について

3月5日に開催された全個協関東支部

主催による「行政との意見交換」において、主要要望に対して行政より以下の回答がありました。

#### ・事業許可の特例延長

「定年の延長には慎重な検討が必要となるが、無事故・無違反で運転業務に支障の無い健康な者の事業許可の特例延長については本省に上申する」

#### ・羽田空港定額運賃の廃止を含めた見直しについて

「現状では制度自体を廃止するということは難しいが、法人業界と個人業界が話し合いを行い、タクシー業界としての統一された要望をいただくのであれば、関係者の意見を伺いながら今後検討をしていく」今後、法人業界と検討を進めることとしました。

#### ・Uターン・Iターンした先で定年になる場合の手続きについて

「75歳定年制がある方でも、Uターン・Iターンされた事業者の定年は80歳と考えている(75歳を迎える際には期限更新申請を行う)」

決議事項は原案通り可決承認されました。

#### 都内個人タクシー現況 (令和7年3月1日現在)

許可事業者数 9,137名  
(特別区、武三8,782名 北多摩123名 南多摩232名)  
傘下事業者数 8,715名  
(特別区、武三8,367名 北多摩118名 南多摩230名)

※集計方法は運輸行政と異なります。

令和7年度事業計画書 一部抜粋

I. 安全輸送を確保するために  
必要な事業

「事業用自動車総合安全プラン2025」の人身事故等の削減目標達成へ向けた輸送の安全確保の取り組み及び安全運行指導員制度の推進による安全輸送体制の確立、そして定期健康診断受診の徹底・再診者に対する指導の強化並びに「事業用自動車」の運転者の健康管理「マニュアル」を活用した総合的健康管理による健康起因事故の撲滅。

II. サービス向上・資質向上・輸送秩序の  
確立のために必要な事業

1. 良質な輸送力の確保対策について

2. 利用者へのサービス向上対策について

3. 街頭営業の適正化と基本対応励行の  
ための事業

4. 事業者の相互扶助を図るための  
事業

個人タクシーが抱える課題解決に向けた取組パッケージ案を強力に推進し、新規参入事業者に対する円滑な運輸開始への指導を行う。

優良個人タクシー事業者認定制度（マスターズ制度）の趣旨の徹底と推進、認定基準の円滑な実施、称号標の適正表示の徹底、参加率の更なる向上、スキルアップ研修の推進や「利用者感謝の日」の対外的なPR活動の推進。

個人タクシーの営業実態の把握及びこれらデータの積極的活用。

個人タクシー事業者認定制度（マスターズ制度）の趣旨の徹底と推進、認定基準の円滑な実施、称号標の適正表示の徹底、参加率の更なる向上、スキルアップ研修の推進や「利用者感謝の日」の対外的なPR活動の推進。

個人タクシーの営業実態の把握及びこれらデータの積極的活用。

以上、事業者の一人ひとりが危機感を共有し、個人タクシーブランドを守るための使命を果たすべく、一歩邁進して頂きたいと切に願います。

行政及び関係機関との緊密な協力体制の推進及び指導規程に基づく不適正営業・苦情多発事業者の是正指導及び摘発・処分強化。

行政方針、通達等の周知及び協会の機関紙等の刊行と広報活動について

IV. 事業者のために行う関係官庁等への  
事務代行事業

事業者のために行う経営改善の指導及び事業用資材対策について

行政方針、通達等の周知及び協会の機関紙等の刊行と広報活動について

V. その他  
ライドシェア新法（米国型ライドシェア）制定の断固阻止の継続的取り組み及びタクシー準特定地域協議会における適正化及び活性化に関する諸施策への積極的な取り組み。

令和7年度収支予算書

令和7年5月1日から令和8年4月30日まで  
(単位:円)

Table with 4 columns: 科目, 当年度, 前年度, 増減. Rows include 一般正味財産増減の部, 経常増減の部, 経常費用, 経常外増減の部, 指定正味財産増減の部, 正味財産期末残高.

共済事業



個人タクシー許可書及び認可書交付式

2月17・18日の両日午後3時45分より、個人タクシー会館にて関東運輸局による「個人タクシー許可書及び認可書交付式」が行われ、東京では新たに175名の事業者が誕生しました。

式の間頭、関東運輸局東京運輸支局皆川誠司次長から、以下の言葉がありました。 「この度新たに個人タクシー事業者になられました皆様、誠におめでとうございます。昨年度の訪日外国人旅行者数は約3700万人に到達する勢いとなり、こうした観光需要回復の中、タクシー業界では、接客マナーの向上や訪日外国人への対応強化に努め、中でも個人タクシー業界においては、外国語電話通訳サポートや運賃決済の多様化など、サービス向上に積極的に取り組んでいただいています。皆様には、その評価が維持継続されるよう、許可または認可を受けるために発揮した努力をたゆまずにお願いします。

次にお願いしたいのは、輸送の安全・安心の確保です。輸送の安全・安心は、公共交通機関であるタクシーにとって最大の使命です。一度事故を起こせば、乗客や他の交通さらにはご自身の大切なお身体ばかりか、ご家族も多大な影響を受けます。直近では、先月都内で飲酒運転による事故が発生したと報告がありました。飲酒運転は事故発生の有無に関わらず、輸送の安全・安心を失墜させるだけでなく、個人タクシーブランドの信頼低下や自身の事業

の廃止を招くことにもなりかねません。皆様には、道路運送法等の関係法令の他、事業用自動車の運転者に関する健康管理マニュアルや各ガイドラインに沿って、ご自身の健康増進・管理を確実に実施し、お一人ひとりが安全のプロフェッショナルとして高い意識を持って、ハンドルを握っていただくようお願いいたします」

「この度新たに個人タクシー事業者になられました皆様、誠におめでとうございます。昨年度の訪日外国人旅行者数は約3700万人に到達する勢いとなり、こうした観光需要回復の中、タクシー業界では、接客マナーの向上や訪日外国人への対応強化に努め、中でも個人タクシー業界においては、外国語電話通訳サポートや運賃決済の多様化など、サービス向上に積極的に取り組んでいただいています。皆様には、その評価が維持継続されるよう、許可または認可を受けるために発揮した努力をたゆまずにお願いします。



許可・認可者の喜びの声

東個協・都心支部 吉田辰亮さん(36歳)



自分の頑張り次第で稼ぐことができると思い、タクシーの仕事を選びました。法人時代の同期が個人タクシーの勉強会に参加していると聞いて、自分も話を伺いに行ったのがきっかけで、個人タクシーを目指しました。これからは初心を忘れずに、安全運転を心がけていきたいと思っています。また、外国のお客様が増加していくと思うので、英語を勉強して羽田空港の国際線で仕事をできればと思っています。

日個連・東京相互支部 佐々勇人さん(36歳)



タクシーに興味を持ったのは、シンプルに運転が好きだったからです。法人として10年経った頃、結婚して子どもも生まれて、それなら家族の生活に合わせやすい個人タクシーになろうと思った時が新規免許の試験のタイミングでした。個人タクシーとしての今後の抱負ですが、プロドライバーとして無事故・無違反、そしてお客様に寄りそうようなドライバーでいること、これに尽きると思っています。

行政処分状況

Table with 7 columns: 処分日, 氏名, 住所, 処分内容(車両停止), 違反事項, 違反概要, 点数. Row 1: 1月15日, 藤田 英孝, 北区, 10日車, 車両法第58条第1項他, 無車検運行他, 1点.

Table with 7 columns: 処分日, 氏名, 住所, 処分内容(車両停止), 違反事項, 違反概要, 点数. Row 1: 2月3日, 岡岡 光石, 世田谷区, 文書警告, 運輸規則第25条, 業務記録の記載事項の不備, 0点.

不適正営業集計表(街頭営業適正化指導規程)

Table with 5 columns: 発生月, 警告事案, 処分事案, 処分事案(加重), 合計. Rows for 令和6年12月 and 令和7年1月.

処分事案対処報告書(街頭営業適正化指導規程)

Table with 8 columns: 会員, 団体名, 氏名, 年齢, 発生日, 発生場所, 対象行為, 加重, 処分内容. Rows for 都営協 東支部 and 都営協 東部支部.

※処分事案は会員団体に処分を要請し、令和7年1月中に処分内容の報告があったもの ※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

令和7年2月報告分

Table with 8 columns: 会員, 団体名, 氏名, 年齢, 発生日, 発生場所, 対象行為, 加重, 処分内容. Rows for 東個協 足立第二支部, 東個協 足立第二支部, 東個協 北支部, 東個協 新宿支部.

※処分事案は会員団体に処分を要請し、令和7年2月中に処分内容の報告があったもの ※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

計報

氏名 所属団体

1月

梶原雅嗣(東個協足立第一支部) 滝川博隆(東個協足立第二支部) 高橋宣行(東個協足立第二支部) 古賀寛間(東個協墨田支部) 中村義行(東個協墨田支部) 有吉文夫(東個協新東京支部) 坂本茂(東個協新東京支部) 遠藤二美雄(東個協北多摩支部)

享年

74 70 74 76 64 76 71 76

中泉達也(都営協新東京支部) 小林司(都営協東部協組) 木下良司(都営協朋友支部) 平良初男(多摩東日本協組)

享年

69 61 80 74 78 54 69

森行郎(東個協新東京支部) 今井和彦(都営協石神井支部) 氏家孝司(都営協東友支部) ご冥福をお祈り申し上げます。

# 優良運転者表彰(タクセン) 受付が開始されました

東京タクシーセンターの行う優良運転者表彰の受付が始まりました。継続勤務期間は法人タクシー運転者としての勤務期間を通算して取り扱われますので、表彰資格をクリアしている事業者については、所属団体が積極的に推薦し、受賞されますようお願いいたします。優良タクシー乗り場への入権資格を得られます。

● 推薦期間：4月1日から5月末日まで

● 表彰の時期：原則として11月

## 優良運転者表彰基準等

### 表彰区分

- 一般表彰 (5年表彰)
- 10年表彰
- 20年表彰
- 30年表彰
- 特別表彰 (40年表彰)

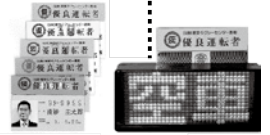
### 表彰対象運転者の資格

基準日：当該表彰年の3月31日

1. 基準日以前において、次の期間を特別区・武三地区内のタクシー運転者として継続して勤務していること。

- (法個通算可)
- 一般表彰 過去5年

- 10年表彰 過去10年
- 20年表彰 過去20年
- 30年表彰 過去30年
- 特別表彰 過去40年



2. 1. の期間において、タクシー業務適正化特別措置法及び道路運送法若しくはこれらの法に基づく命令の規定に違反する行為、「法人タクシー事業者の安全・サービス等に関する評価規程」及び「個人タクシー事業者団体評価規程」並びに「個人タクシー事業者の指導及び苦情事案取扱規程」に定める評価対象事案がないこと、並びに「タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程」に定める事案の累積点数が2点以下であること。
3. 基準日以前において、次の期間に交通事故及び道路交通法違反がないこと。
  - 一般表彰 過去3年
  - 10年表彰 過去3年
  - 20年表彰 過去5年
  - 30年表彰 過去7年
  - 特別表彰 過去10年
4. 接客態度が良好で他の模範となる者であること。

## 令和7年12月1日更新者の事業者研修会日程表

【於 練馬文化センター】

一般社団法人 東京都個人タクシー協会

【開始：午後1時】

開催日	団体名			
令和7年 5月15日(木)	足立第一支部 (42名)	足立第二支部 (65名)	荒川支部 (51名)	板橋第一支部 (85名)
	江戸川第一支部 (51名)	大田第一支部 (45名)	葛飾第一支部 (39名)	葛飾第二支部 (45名)
	北支部 (61名)	北第二支部 (25名)	品川第二支部 (23名)	品川第三支部 (24名)
	渋谷支部 (26名)	新宿支部 (45名)	杉並支部 (34名)	新中野支部 (32名)
	第一事業団支部 (92名)	東京相互支部 (10名)	東京旅客支部 (30名)	東部支部 (20名)
	朋友支部 (41名)	東友支部 (52名)	東京西北協組 (15名)	自交総連協組 (16名)
	千住協組 (18名)	東京新足立協組 (19名)	第一多摩協組 (3名)	町田協会 (4名)
	東日本協組 (37名)	全個人協議会 (17名)		
令和7年 5月20日(火)	世田谷第一支部 (45名)	世田谷第二支部 (25名)	世田谷第三支部 (16名)	都心支部 (27名)
	中野支部 (28名)	練馬支部 (74名)	文京第二支部 (14名)	武三支部 (46名)
	墨東支部 (56名)	杉並第二支部 (23名)	豊島支部 (47名)	野方支部 (25名)
	墨田支部 (43名)	城南支部 (53名)	新東京支部(東) (74名)	南多摩支部 (19名)
	北多摩支部 (9名)	東個協 (1名)	東支部 (29名)	足立支部 (22名)
	板橋支部 (43名)	江戸川支部 (31名)	東東京支部 (33名)	亀戸支部 (11名)
	交友協組 (22名)	城東支部 (43名)	事業団支部 (90名)	石神井支部 (21名)
	城北支部 (53名)	新東京支部(日) (19名)	都民同盟 (25名)	

※必ず公共交通機関をご利用してお越しください。

2,134名

5. 10年表彰にあつては一般表彰、20年表彰にあつては10年表彰、30年表彰にあつては20年表彰、特別表彰にあつては30年表彰を受賞していること。
6. 推薦に必要な書類(ただし、一般表彰にあつては功績調書及び履歴書を省略可)。
7. 推薦書
8. 功績調書
9. 履歴書
10. 個人タクシー事業者許可書の写し、若

しくは譲渡譲受認可書の写し  
 (5) 在籍証明書(法人タクシーの勤務期間を加算する場合)  
 (6) 無事故無違反証明書  
 (7) 表彰候補者名簿  
 ※有資格者は、積極的にご自分で確認を行い、申請をされるよう、お願いいたします。  
 ※申請様式は当協会ホームページ、デライブラリー内の「各種申請様式」からダウンロードしてご利用ください。